

東京湾アクアライン交通円滑化対策検討会  
運営規則

(趣旨)

第1条 本規則は、第12回千葉県湾岸地域渋滞ボトルネック検討ワーキンググループの提言に基づいて設置する「東京湾アクアライン交通円滑化対策検討会」(以下「検討会」という。)の組織、委員、庶務、その他の事項に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 検討会は、東京湾アクアライン(以下、「アクアライン」という。)で発生している交通需要の偏在等による混雑を緩和し、円滑な交通流を確保するため、時間帯や曜日をあらかじめ区切って交通転換を図る、効果的な料金施策の立案・検討を行うことを目的とする。

(審議事項)

第3条 検討会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について審議を行うものとする。

- (1) アクアラインの料金施策の立案・検討
- (2) アクアライン及び周辺道路の渋滞状況の把握
- (3) 料金施策による地域経済活動への効果・影響の把握

(組織)

第4条 検討会は、第2条の目的を達成するために各種関係団体、各行政機関等をもって組織する。

2. 検討会には座長を置き、座長は千葉県県土整備部道路計画課長とする。
3. 座長に事故がある時は、座長があらかじめ指名したものが、その職務を代行する。
4. 検討会の構成は、別表-1のとおりとする。  
ただし、必要に応じ座長が指名する者を、委員として参加させることができる。

(事務局)

第5条 検討会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2. 事務局は、千葉県県土整備部道路計画課に置くものとする。

(規則の改正)

第6条 本規則の変更は、本検討会の議決によらなければならない。

(補足)

第7条 本規則に定めるものの他必要な事項はその都度協議して定める。

付 則 本規則は、令和5年 月 日から施行する。

## 東京湾アクアライン交通円滑化対策検討会

## 構成委員

所 属	役 職	備 考
国土交通省	関東地方整備局 道路部 道路計画第一課長	
東日本高速道路(株)	関東支社 総合企画部 総合企画課長	
首都高速道路(株)	計画・環境部 計画調整課長	
千葉県	県土整備部 道路計画課長	座長
事務局	千葉県 県土整備部 道路計画課	